

横須賀市報

号外第 14 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

公 告

- ◇指定管理者の公募について..... 1
- ◇指定管理者の公募について..... //
- ◇指定管理者の公募について..... 2
- ◇指定管理者の公募について..... //
- ◇指定管理者の公募について..... //
- ◇指定管理者の公募について..... 3
- ◇指定管理者の公募について..... //
- ◇指定管理者の公募について..... 4
- ◇指定管理者の公募について..... //
- ◇指定管理者の公募について..... //
- ◇指定管理者の公募について..... 5
- ◇指定管理者の公募について..... //
- 教育委員会公告
- ◇指定管理者の公募について..... 6

公 告

横須賀市公告第95号

体育会館条例（昭和29年横須賀市条例第31号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上地 克明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市総合体育会館	横須賀市不入斗町1丁目2番地
横須賀市北体育会館	横須賀市夏島町2番地
横須賀市南体育会館	横須賀市久里浜6丁目14番1号及び神明町1821番地12
横須賀市西体育会館	横須賀市長坂1丁目2番3号及び佐島の丘1丁目1番1号

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
体育会館条例第4条、第9条及び第10条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市文化スポーツ観光部スポーツ振興課
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 体育会館条例施行規則（平成29年横須賀市規則第52号）第2条第2項に規定する図書等

- (3) 申請期間
令和3年7月21日から同月30日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年6月22日午後2時30分
 - イ 場所 横須賀市総合体育会館第1ミーティングルーム
- (5) 提出方法
持参
- (6) 問い合わせ先
横須賀市文化スポーツ観光部スポーツ振興課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第96号

市民活動サポートセンター条例（平成11年横須賀市条例第38号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上地 克明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市立市民活動サポートセンター	横須賀市本町3丁目27番地

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
市民活動サポートセンター条例第4条、第8条及び第9条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市市民部市民生活課
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 市民活動サポートセンター条例施行規則（平成11年横須賀市規則第58号）第2条第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和3年7月26日から同年8月3日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
 - (4) 提出方法
持参
 - (5) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年6月22日午前10時
 - イ 場所 横須賀市産業交流プラザ第1会議室
 - (6) 問い合わせ先
横須賀市市民部市民生活課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第97号

老人デイサービスセンター条例（平成5年横須賀市条例第16号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市立鷹取老人デイサービスセンター	横須賀市湘南鷹取4丁目7番1号
横須賀市立粟田老人デイサービスセンター	横須賀市ハイランド2丁目41番1号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

老人デイサービスセンター条例第4条、第8条及び第9条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

介護保険事業者

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市福祉部健康長寿課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 老人デイサービスセンター条例施行規則（平成5年横須賀市規則第40号）第2条第2項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和3年7月29日から同年8月4日までの午前9時から午後零時まで及び午後2時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月28日午後2時30分

イ 場所 横須賀市役所福祉部臨時会議室

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市福祉部健康長寿課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第98号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市健康増進センター	横須賀市西逸見町1丁目38番地11

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

健康増進センター条例第4条、第8条及び第9条に定める

もののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市健康部保健所健康づくり課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 健康増進センター条例施行規則（平成12年横須賀市規則第93号）第2条第2項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和3年7月30日から同年8月10日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月6日午後2時

イ 場所 横須賀市生涯学習センター第2学習室

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市健康部保健所健康づくり課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第99号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第5条及び有料広場条例（平成29年横須賀市条例第23号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
追浜公園	横須賀市夏島町2番2
夏島都市緑地	横須賀市夏島町2番26
夏島グラウンド	横須賀市浦郷町5丁目2931番地71

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

都市公園条例第4条、第12条及び別表第2並びに有料広場条例第4条、第8条及び第9条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市環境政策部公園管理課

(2) 提出書類

ア 申請書

- イ 事業計画書
- ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第2条第2項及び有料広場条例施行規則（平成29年横須賀市規則第37号）第2条第2項に規定する図書等
- (3) 申請期間
令和3年8月24日から同月26日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
- (4) 説明会の日時及び場所
ア 日時 令和3年6月29日午後2時
イ 場所 横須賀市消防局庁舎第3会議室
- (5) 提出方法
持参
- (6) 問い合わせ先
横須賀市環境政策部公園管理課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第100号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
不入斗公園	横須賀市不入斗町1丁目2番1
はまゆう公園	横須賀市不入斗町4丁目25番
衣笠公園	横須賀市平作1丁目2712番1
根岸公園	横須賀市根岸町3丁目17番
大津公園	横須賀市大津町5丁目11番2
佐原2丁目公園	横須賀市佐原2丁目36番4
光の丘公園	横須賀市光の丘3752番2
西公園	横須賀市武3丁目458番1
湘南国際村西公園	横須賀市湘南国際村1丁目3509番5

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
都市公園条例第4条、第12条及び別表第2に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
イ 申請場所
横須賀市環境政策部公園管理課
 - (2) 提出書類
ア 申請書
イ 事業計画書
ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第2条第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和3年8月24日から同月26日までの午前9時から午後

- 零時まで及び午後1時から午後5時まで
- (4) 説明会の日時及び場所
ア 日時 令和3年7月1日午前10時
イ 場所 横須賀市消防局庁舎第3会議室
- (5) 提出方法
持参
- (6) 問い合わせ先
横須賀市環境政策部公園管理課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第101号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第5条、青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号）第5条及び港湾緑地条例（平成4年横須賀市条例第28号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
田浦梅の里	横須賀市田浦泉町92番地
しょうぶ園	横須賀市阿部倉549番地
衣笠山公園	横須賀市小矢部4丁目922番
走水水源公園	横須賀市走水1丁目88番1
旗山崎公園	横須賀市走水2丁目698番地
野比かがみ田緑地	横須賀市野比5丁目2886番
光の丘水辺公園	横須賀市光の丘1177番2
太田和つつじの丘	横須賀市太田和5丁目2638番
横須賀市立田浦青少年自然の家	横須賀市田浦大作町33番地1
横須賀市立浦郷みなと緑地	横須賀市浦郷町3丁目66番地
横須賀市立西浦賀みなと緑地	横須賀市西浦賀1丁目9番地
横須賀市立久里浜みなと緑地	横須賀市久里浜8丁目2567番地

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
都市公園条例第4条、第12条及び別表第2、青少年の家条例第4条、第9条及び第10条並びに港湾緑地条例第4条及び第8条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
イ 申請場所
横須賀市環境政策部公園管理課
 - (2) 提出書類
ア 申請書
イ 事業計画書

ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第2条第2項、青少年の家条例施行規則（昭和43年横須賀市規則第28号）第2条第2項及びに港湾緑地条例施行規則（平成4年横須賀市規則第22号）第2条第2項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和3年8月27日から同月31日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月15日午前10時
イ 場所 横須賀市消防局庁舎第3会議室

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市環境政策部公園管理課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第102号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
猿島公園	横須賀市猿島1番

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
都市公園条例第4条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
イ 申請場所
横須賀市環境政策部公園管理課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第2条第2項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和3年8月27日から同月31日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年7月1日午後2時
イ 場所 横須賀市消防局庁舎第3会議室

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市環境政策部公園管理課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第103号

公園墓地条例（昭和55年横須賀市条例第16号）第6条の規定

に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市営公園墓地	横須賀市大矢部6丁目1033番地

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

公園墓地条例第5条、第10条及び第11条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
イ 申請場所
横須賀市環境政策部公園建設課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 公園墓地条例施行規則（昭和55年横須賀市規則第17号）第2条第2項に規定する図書等

(3) 申請期間

令和3年7月20日から同月27日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月25日午後2時
イ 場所 横須賀市営公園墓地休憩所

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市環境政策部公園建設課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第104号

勤労福祉会館条例（平成3年横須賀市条例第14号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市立勤労福祉会館	横須賀市日の出町1丁目5番地

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

勤労福祉会館条例第4条、第9条及び第10条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

- イ 申請場所
横須賀市経済部経済企画課
- (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 勤労福祉会館条例施行規則（平成3年横須賀市規則第11号）第2条第2項に規定する図書等
- (3) 申請期間
令和3年7月26日から同月30日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
- (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年6月17日午前10時
 - イ 場所 ヴェルクよこすか第2会議室
- (5) 提出方法
持参
- (6) 問い合わせ先
横須賀市経済部経済企画課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第105号

市営住宅条例（平成9年横須賀市条例第38号）第3条の3の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
天神アパート	横須賀市追浜本町2丁目29番地
日向アパート	横須賀市浦郷町1丁目55番地
追浜東町アパート	横須賀市追浜東町3丁目58番地
田浦月見台住宅	横須賀市田浦町1丁目54番地
池の谷戸住宅	横須賀市田浦町6丁目13番地
長浦住宅	横須賀市長浦町3丁目80番地
金堀アパート	横須賀市三春町5丁目56番地
本公郷改良アパート	横須賀市公郷町1丁目52番地
本公郷ハイム	横須賀市公郷町2丁目22番地
公郷アパート	横須賀市公郷町3丁目90番地
衣笠アパート	横須賀市衣笠栄町3丁目11番地
池上ハイム	横須賀市池上3丁目6番
阿部倉アパート	横須賀市阿部倉17番
平作ハイム	横須賀市平作8丁目17番地
アンシャンテ森崎	横須賀市森崎1丁目2番
森崎アパート	横須賀市森崎3丁目4番
岩瀬アパート	横須賀市根岸町5丁目25番
大津住宅	横須賀市馬堀町1丁目24番

浦賀改良アパート	横須賀市浦上台3丁目3番
立野アパート	横須賀市二葉1丁目23番
早稲田ハイム	横須賀市二葉2丁目13番
鴨居ハイム	横須賀市鴨居2丁目7番
八幡ハイム	横須賀市久里浜3丁目1番
明浜改良アパート	横須賀市久里浜5丁目3番
久里浜改良アパート	横須賀市久里浜6丁目5番
久里浜ハイム	横須賀市久里浜6丁目13番
サンクレスト野比	横須賀市野比3丁目15番
サニーガーデン野比	横須賀市野比3丁目17番
スタインシティー	横須賀市津久井1丁目15番
T Bラ・コート津久井浜	横須賀市津久井2丁目3番
長井アパート	横須賀市長井3丁目29番
林ハイム	横須賀市林3丁目3番
武ハイム	横須賀市武1丁目21番
竹川ハイム	横須賀市武4丁目15番
長坂アパート	横須賀市長坂4丁目1番

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
市営住宅条例第3条の2に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市都市部市営住宅課
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）第1条の3第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和3年7月26日から同月30日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
 - (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年6月16日午後1時30分
 - イ 場所 横須賀市消防局庁舎第2会議室
 - (5) 提出方法
持参
 - (6) 問い合わせ先
横須賀市都市部市営住宅課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第106号

横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第6条の4の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和3年5月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
-----	-------

秋谷漁港施設用地（船舶保管施設、船舶保管施設関連駐車場及び船舶保管施設関連船舶昇降機に係るものに限る。）	横須賀市秋谷1丁目127番地先
--	-----------------

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
横須賀市漁港管理条例第6条の3及び第10条の2に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
 - イ 申請場所
横須賀市みなと振興部水産振興課
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 漁港漁場整備法等施行取扱規則（昭和42年横須賀市規則第13号）第6条の3第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和3年8月3日から同月10日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
 - (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年7月5日午前10時
 - イ 場所 横須賀市役所 251 会議室
 - (5) 提出方法
持参
 - (6) 問い合わせ先
横須賀市みなと振興部水産振興課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

- 横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>
- イ 申請場所
横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課
- (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 生涯学習センター条例施行規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第14号）第2条第2項に規定する図書等
- (3) 申請期間
令和3年7月26日から同月30日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
- (4) 説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年6月23日午後2時
 - イ 場所 横須賀市生涯学習センター第2学習室
- (5) 提出方法
持参
- (6) 問い合わせ先
横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

教育委員会公告

横須賀市教育委員会公告第1号

生涯学習センター条例（平成12年横須賀市条例第72号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。
令和3年5月25日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
横須賀市生涯学習センター	横須賀市西逸見町1丁目38番地11

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
生涯学習センター条例第4条、第8条及び第9条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所